

水上村非農地証明事務取扱基準

水上村農業委員会

1 目 的

この基準は、農地法第2条第1項の対象とならない土地の証明事務について、必要な事項を定めることにより、農地法の適正な運用を図ることを目的とする。

2 取扱方法

農地法第2条第1項において規定された農地以外の土地のうち、公募上の地目が田又は畑であるものについて、申請土地が非農地であるかどうかは、その土地自体の事実状態（現況・態様等）に基づいて客観的に判定し処理するものとする。

3 証明基準

証明書の交付は、申請土地が次の各号のいずれかに該当し、それぞれ具体的事実が明らかなものに限定する。

なお、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農用地として定められた土地は除くものとする。

- ① 自然災害により農地として復旧が著しく困難になった土地
- ② 耕作不適當等のやむを得ない事情により、自然かい廃し、農地としての復元が困難であり、農地として利用される可能性のない土地
- ③ 人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日（昭和27年10月21日）前に農地でなくなったもの
ただし、人為的に転用された土地であっても、その行為が既に10年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められた土地

4 申請者

申請地の所有権の全部又は一部を有する者

5 申請書類等

- (1) 土地登記事項証明書
- (2) 位置図及び付近の見取図
- (3) 現況写真
- (4) その他農業委員会が必要とする書類

6 調査・可否決定等

農業員委員会は、非農地証明願の提出があったときは、記載事項等につき審査を行うとともに、原則として農業委員２人以上と農業委員会事務局職員により速やかに現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認し、その結果を総会に報告のうえ、証明の可否を決定するものとする。

7 施行時期

この基準は、平成２７年１月１日より施行する。

この基準は、令和 ２年４月１０日より施行する。

この基準は、令和 ３年１１月９日より施行する。